

## 沖縄県スポーツ少年団離島派遣費補助事業【留意事項】

### 補助対象

1. 対象事業の大会に出場する際、参加申込書に記載されている団員及び指導者を対象とする（参加申込書に記載のない団員・指導者や役員・スタッフは補助対象外）。
2. 指導者の補助は1名までとする。

#### 【補助該当市町村】

石垣市・宮古島市・伊江村・多良間村・竹富町・久米島町・渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村・伊平屋村・伊是名村・与那国町

### 対象経費

1. 使用料（レンタカー・貸切バス）について、高速道路利用料及びガソリン代は補助対象外とする。
2. 他団体からの補助との併用について
  - 1) 他団体から補助を受けない場合：所定の申請様式にて申請を行うこと。
  - 2) 他団体から補助を受ける場合：所定の申請様式に加え下記の書類を提出すること。
    - ①所属する市町村の行政またはスポーツ少年団以外の団体から補助を受ける場合、当該団体の補助交付要綱または交付要件が分かる書類を提出すること。
    - ②対象とする団員・指導者への他団体からの補助適用項目に係る支払総額が確認出来る書類を提出すること（個別に金額がわかる明細など）。
3. 天災、対象者のけが、病気、身内の不幸により旅行が出来なくなった場合、所定の手続きをとったにもかかわらず払い戻しを受けることが出来ず発生したキャンセル料については補助対象とする。

### 補助対象にならない事例

- 1) 旅行会社で購入した際の発行手数料及び保険料等。
- 2) 株主優待やマイル、クーポン、及びポイントで購入した航空券。
- 3) 領収書を提出できない場合。
- 4) 申請期限を過ぎた場合。
- 5) スポーツ少年団へ登録されていない団員、指導者、及び単位団の申請。

### 補助金振込先口座について

補助金振込先の口座名義は単位団名またはスポーツ少年団に登録されている代表指導者名義のものとする。

### 補助金の交付決定の取消し及び返還

補助金交付決定を受けた単位団等が下記のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消するものとする。また、既に補助金の交付がなされているときは、沖縄県スポーツ少年団の指示のもと速やかに補助金を返還すること。

- 1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- 2) 前号に掲げるもののほか、交付要綱に定める事項に違反したとき。

補助金交付申請手続きの流れ

